

第2回「ミネラルウォーターに関する税」検討会 議事録

日 時 平成17年8月26日(金) 15:00～17:00

場 所 海運クラブ303会議室

出席者 委員 10名(長田委員欠席)

「ミネラルウォーターに関する税」検討会委員名簿参照
県 総務部長、総務部次長、総務部税務課長、
政策秘書室政策主幹、森林環境部森林整備課課長補佐

【議事録】

(岩崎会長)

それでは本日の検討会を開始させていただきます。今回は山梨県の事務局の方からミネラルウォーター税に関するこれまでの経緯の説明やミネラルウォーター税に関する報告書の概要をご説明いただき、さらにその過程で山梨県の森林の状況についてご説明をいただきました。そのあと委員の方全員の自己紹介を兼ねてそれぞれの方のお立場を表明していただきました。ただ前回の検討会の中心議題は課税庁側の立場の説明ということでありましたので、本日は主たる納税者義務者側のミネラルウォーター業界の方からそのお立場をご発表いただき、それに対して委員の方のご意見をいただきたいと思っております。それではミネラルウォーター業界側のご意見を田口委員と白簾委員からお願いします。

(田口委員)

こんにちは。ミネラルウォーター税に関する業界側の主張につきまして、最終報告に対する反論および意見につきまして、我々業界の意見を発表させていただく機会を得まして大変ありがとうございます。

私ども業界側の意見としましては先ほどございましたように、従来どおり山梨県ミネラルウォーター協議会ならびに日本ミネラルウォーター協会、社団法人全国清涼飲料工業会、3社での意見ということでもよろしく願いいたします。

まず、業界側の主張として、私、山梨県ミネラルウォーター協議会の田口が、それから最終報告書に関する反論につきまして、日本ミネラルウォーター協会の白簾委員より述べさせていただきたいと思っております。

業界側の主張の内容でございますけれども、まず、すでに第1回目の会議におきまして、白簾委員より概略のご説明をさせていただいておりますので、ポイントの5項目、5点につきまして簡単に説明をさせていただきたいと思っております。また詳細につきましては、多少だぶるところがありますので、白簾委員より説明をさせていただきたいと思っております。

まず第1点目は、これは従来から最大のポイントで主張しておりますミネラルウォーター産業だけが、課税されるのは大変不公平であるということでございます。

山梨県の森林・地下水は県民企業全体が受益しておりまして、地下水の75%が生活用水、25%が工業用水となっております。そのうちミネラルウォーター産業は地下全体数量の0.33%、全工業用では、地下水では1.3%という数字になっています。以上の結果から我々ミネラルウォーター産業のみが森林・地下水から特別の受益を受けているわけではございません。県側は受益の評価基準がないことは認めつつも、ミネラルウォーター産業に特別の受益があるとする県の論理につきましては、大変矛盾を感じているところであります。私ども業界としましてはこの報告書、それから討議の中でも最初から森林環境保全の重要性は認めておる、ということとは常々申し上げておりました。ミネラルウォーター産業だけに対する課税ということは大変不公平感と狙い撃ち課税ということは私どもとしては認めざるを得ないのではないだろうかと感じております。

これが今申し上げたような表でございまして、全体の使用量の75%が生活用水、25%が工業用水でございます。工業用水のうち私どもが使用しているのは、この1.3%でございます。前回出しました資料は、電子部品のところがITになっていましたが、電子部品と書き換えてございます。

次の2番目でございますが、ミネラルウォーター税導入の根拠がないということでございますが、最終報告書を見ましても新税充当事業に対してミネラルウォーター産業と無関係のものが多く、ミネラルウォーター税導入の前提である財政需要がなく、まさに受益と負担の因果関係が明確でないというように思っております。

3点目でありますけれども、他県では広く薄く課税する方式をすでに実施しているところ、検討しているところがございます。これは7月末現在であります。導入済み、決定済みの県は13県でございます。前回の委員会の時にはこれが12県になっておりますが、7月に1県増えておりますので13県になっております。全国では38都道府県で県民税均等割、県民全体で広く薄く負担する方法が採用・検討されているのが、これが全国的な大きな流れではないだろうかというように思っております。

これが全体の図でございまして、滋賀県が7月に導入決定と聞いております。ここを見ていただきましてもあと残っている県は数県でございまして、山梨県のみが広く薄くではなくて、25社、業界全体では30社くらいでありますけれども、そこに狙い撃ち課税をするという方法でございまして。

4番目でございますけれども、これは検討プロセスが不当ということにつきましては、前回もお話しておりますし、後ほど白旗委員からもご説明をさせていただきますので、これは省略させていただきます。

5番目でございますが、これは私どもが非常に痛切に感じておりますし、経営をやっていく上で一番の最大の深刻な影響を与えるということですが、山梨県のミネラルウォーター業界は大半はOEM、すなわち相手先のブランドで委託製造の業者が大部分でございます。植松委員もご承知の通り我々OEM業者というのは原資材を有償でOEM先から言われた価格で買いまして、それに私どもの加工賃を乗せる、

そういう仕組みになっています。20では従来から申し上げているように1本当たり20円以下という状況でございます、実質的な売り上げ、売り上げ額の私ども委託業者の実質の手取りというものは極めて小さいものでございます。ちなみに山梨県ミネラルウォーター協議会では実績を掴んでいるわけではございませんが、25社のうち、推測ではございますけれども、OEM50%以上の企業がだいたい15社、それから自社ブランドが50%以上の企業が10社という内容ではないだろうかというように思っております。ミネラルウォーターの製品の競争激化は皆さん店頭でご案内のとおりで、20であれば1本当たり大体100円から130円ぐらいで、県が出している資料とは若干というよりも大きな価格差がございますし、実際に私どもOEM業者が頂いている売り上げというものは県が出している資料とはかなり実態は異なるということでございます。

以上、私、業界としての意見を簡単に述べさせていただきました。次は白簾委員から最終報告書に対する反論ということで30分前後になりますけれども、意見を述べさせていただきます。ありがとうございました。

(白簾委員)

それでは、県が3月末に提出されました最終報告書に沿って、我々の反論を述べさせていただきますと思います。詳しくは前回の資料で委員の先生方にお配りしました4月22日付の反論書をご参照いただければとありがたいと思っております。最終報告書の構成上、同じような論拠での主張が随所に展開されておりますので、我々の反論が同じような論拠での反論というものが重なって出てまいります。お聞き苦しい点があるかもしれませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

では、はじめにという部分についてでございます。環境保護政策全般についての検討が欠如しているという点でございます。県は新税の検討以前に県の環境保護政策全般の検討を十分に行う必要があるということは当然だと思っておりますが、県は、森林の管理水準の悪化による水源かん養機能の低下、あるいは産業廃棄物の大量発生による不法投棄の増大、登山者の増大に伴う山の環境の悪化、この3つの課題だけを取り上げております。最終報告書においても県の環境保護政策全般の検討に対してあまり言及がございません。このようなことからミネラルウォーター税の導入検討以前に、県の環境保護政策全般の検討を十分に行ったとは到底認められないのでございます。

それから歳出の削減および税以外の手段の検討の欠如という点でございます。新税を導入する以前に、歳出の厳しい見直しに努めるのが当然でございます、また税以外の適切な手段がないかということについても検討することが必要だと思っておりますが、県は最終報告書においても、歳出削減の具体的な成果・見込みについてなんら触れていません。また既存の財源での対応の可否についても全く明らかにしていません。税以外の方法につきましても、ミネラルウォーター税の目的、対象等からみて、寄付金、協賛金等を検討としていますが、これはミネラルウォーター税導入

を前提とした本末転倒な比較検討を行っているだけでございます。こういうことから歳出削減をすれば新税導入は必要ないのではないかという我々の指摘に対して、県は真摯な検討を行っていないわけです。また税制以外の手段についても十分な検討を行っていません。

先程あげました3つの税制に対する検討の欠如ということでございますが、例は水源かん養税、これは水道の使用契約者を納税義務者とする水源かん養税ですが、これを例にとりてご説明申し上げます。県は水道利用者は水道料金としてすでに一定の負担を行っている。それから県民、産業界に及ぼす影響が広い。それから税を徴収するにあたって市町村等の協力が必要であるというように理由を述べていますが、一方で県は県民税の法人税割の超過課税に加えてミネラルウォーター税を課すことは趣旨が異なって問題ないというように言っています。この県の論理からすれば水道水供給サービスの対価である水道料金に加えて、水源かん養税を負担することとは同じように問題はないはずでございます。それから、影響の問題でございますけれども、ミネラルウォーター税は県内のミネラルウォーター業界とその関連業界に大きな打撃を与えます。それに対して県の水道契約者全体で広く薄く負担する方がむしろ県民、産業界に及ぼす影響は小さいと思われれます。それから徴収の際の市町村の協力の問題でございますけれども、これははっきり言いまして、単に行政側の内部事情に過ぎません。これによってミネラル税を導入することを正当化させる根拠にはなりません。そういうことから県は、水源かん養税、産業廃棄物税、入山税とたったこの3つだけですけれども、これについて調査検討が終わったとしておりますが、実際にはミネラルウォーター税導入先にありきで、具体的な検討をその先もまったく進めておりません。

それから事前手続履践の欠如という点でございます。県はシンポジウムを2回、講演会を1回、また県民アンケートを2回実施したと言っています。これで導入のための事前手続きは十分だとおっしゃっています。しかしながら、シンポジウム、講演会ともに他県に比べて圧倒的に回数が少ないです。他県は10数回、20数回と県民への説明の場を設けて広く説明しております。山梨県が行ったシンポジウム、講演会の内容ですが、出席者の大半は市町村の関係者でございます。これは単なる内部勉強会的なものであります。それから県民アンケートでございますけれども、設問も恣意的に結果を誘導するようなものであります。例えば賛成項目のみに税負担の程度にもよるが賛成という条件付項目を設けたり、あるいは県民全体で広く負担する方式が全国的に主流であるという情報や、あるいはミネラルウォーター税については専門家から問題が多いというふうに指摘をされています。このような情報を提供していません。こういうことから県が実施、開催したアンケートやシンポジウム等はミネラルウォーター税導入の是非を議論するための事前手続きとしてはまったく不十分であります。新税導入に当たって必要な手続きの履践とは到底なり得ないものであります。

次は山梨の水と森林の現状と課題についてという部分でございます。

まず森林の水源かん養機能についてという点でございます。県の水源かん養保安林がその森林面積に占める割合が全国平均を大きく上回っていること、また、水土保持林の割合も全国平均より高いということを理由に、県は山梨県の森林は水源かん養機能の維持、保全を重視して管理運営されていると言っています。しかしながら、水源かん養保安林も水土保持林も様々な公益的機能を持っていることは論を待たないところであります。さらに水土保持林はこういうふうの規定されております。水源かん養機能又は土地に関する災害の防止機能の維持増進を図るための森林と明確に規定されています。ですから水土保持林に指定されているからといって、そのことが直ちに水土保持林の最も大きな機能が水源かん養機能であるとはいえないのであります。水源かん養保安林についても同様でございます。このことから森林は多様な機能を持っておりまして、森林の水源かん養機能を強調して、ミネラルウォーター産業のみに負担をさせることを正当化することはできません。

次に森林の公益的機能の低下についてでございます。県は林業が不振等々の理由で森林の公益的機能の低下が課題になっていると述べています。しかし、その機能低下は実際に生じているのでしょうか。また、仮に生じているのであればその機能低下は施策を拡充し、更には新税を導入しなければならないほどのものなのでしょうか。この点についてまったく明らかにしておりません。また他県でも森林の公益的機能の低下については言われておりますけれども、他県との間で新たにミネラルウォーター税導入を必要とするだけの特別の財政需要に関する差異が山梨県との間に存在するのであるかということについても、県は何ら明らかにしておりません。森林の公益的機能の低下について、県は具体的に科学的・実証的データをもって明らかにしておりません。新たにミネラルウォーター税を導入することを正当化する新たな財政需要は存在していないのであります。

次に森林整備とミネラルウォーターの受益との関係の不明確性の点でございます。県は地下水資源の保全と適正利用を図る必要があるとしておりますけれども、前日も大橋先生がおっしゃっていたと思っておりますけれども、森林整備と地下水保全との関係は未だに解明されておりません。山梨大学の工学部長をされている鈴木教授がこのミネラルウォーター税のことにに関してコメントをホームページに載せております。これを読ませていただきます。「おいしい水という意味では、ミネラルウォーターは土壌・地質の影響を多く受けていると考えられ、森林との関係が明確ではない。山梨県のミネラルウォーターが特徴的なもので、おいしい水の由来であると仮定して、それを保全する場合、土壌・地質的な観点からの保全が必要なのか、森林の影響を考えることが重要なのか、両者の関係が不明のままである。このままでは、水源かん養といいながら、どのような方策を展開すると水源かん養になるのかが明確ではない」このようにはっきりとおっしゃっております。県もこの件につきましては、地下水については、浸透や流動のメカニズムなど、まだ解明されていない部分も多いと言っています。また地下水脈の全体像は不明と県も認めています。さらに県は森林整備事業の施業地区とミネラルウォーターの採水地の水源地域とは必ずし

も相関するものではないとも自認しております。こういうことから、森林整備事業の財源をミネラルウォーター事業者のみに負担させることには、受益と負担の因果関係が全く不明確でありまして、合理性がないのであります。

次に県が行う事業と水源かん養機能維持・保全との関係の不明確性という点であります。県は県有林の森林に占める面積割合が非常に高い、全国一ということでありまして、ですから公的の関与による森林の整備を行う必要があると主張しております。しかし、県有林が占める割合が大きいことをもって、県の事業によって水源かん養の維持・保全が実現されているとの説明はまったく論理的ではありません。更に県は新税充当する施策として民有林の整備を上げていますが、そもそも民有林に対する事業の受益者はその民有林の森林所有者であります。このことから県が行う森林整備事業からミネラルウォーター産業のみが特別の受益を受けているわけではないことは明らかであります。ミネラルウォーター産業のみに課税する合理的理由には全くなり得ないのであります。

次に山梨の良質な地下水資源を守っていくための具体策という部分についてです。

新たな特別の財政需要の不存在という点です。法定外目的税を導入するについては新たな特別な財政需要が必要であります。さらに納税義務者、ミネラルウォーター事業者の受益との因果関係が明確な新たな特別な財政需要が存在することが必要でございます。しかしながら県は、この事業は、既存の水源かん養事業の整備・充実に含まれるので、新たな特別の財政需要とはいえませんと言っていました。最終報告書では、新たな財源による税収は、既存の事業ではなく新規の事業に充当する、こう述べています。非常に税収の用途の主張につき大きな変遷がみられます。ミネラルウォーター税の税収を充てる施策としまして、水源かん養事業とは全く関係がなく、ミネラルウォーター産業の受益とも因果関係が極めて不明確な事業を列挙するのみ、これはあとになってでてきますが。さらに税収の半分を市町村への交付金に充てるという方針です。これは中間報告、平成14年度末でございますが、中間報告には載っておりませんでしたけれども、相当期間経過後、確か1年半くらいだと思っておりますが、初めて浮上してきております。こういうことからミネラルウォーター税に関して、法定外目的税導入の前提である、因果関係の明確な新たな特別な財政需要が存在していないのは明白でございます。

先程申し上げた、列挙した事業でございますが、県はダム上流の人工林での間伐、溪畔林の保全、民有林の公的管理、民間主催の森林環境教育・体験林業教室の支援等々を上げております。さらに先程申し上げましたように税収の1/2は市町村への交付金にするというところであります。このような県の列挙する事業からは、ミネラルウォーター事業者が受益を享受するかは非常に不明確でございます。その点を置くとしましても、これらの事業からの受益者はミネラルウォーター事業者だけに限られないことは明らかでございます。これらのことから、県の列挙する事業に基づく受益は、ミネラルウォーター事業者が享受するかは不明確で、受益者はミネラルウォーター事業者に限定されず、ミネラルウォーター産業に限って課税する合理的

由は見出せないのであります。

次に山梨の良質な地下水資源を守っていくための費用負担のあり方についてという部分についてです。

県は、ミネラル産業は他の産業よりも通常の受益の範囲を超えた特別の受益を得ていると主張しております。その理由を3つ挙げています。特に良質な水を採取し、水そのものが持つ価値と金銭を交換している。付加価値を算出するため地下水に依存する割合が高い。さらに、地下水資源は県が行う水源かん養に係わる事業により育まれたものであると、こういうふうにいっています。しかしながら、何度も申し上げましたように水の持つ価値を利用して利益を上げている産業は多岐に存在します。それからミネラルウォーター事業者は採取・充填・品質検査等への設備投資や物流コスト等を負担しております。水そのものが持つ価値だけを金銭と交換しているわけではございません。また山梨県産のブランド力向上と県はいっていますけれども、それは事業者による長年の活動の成果であります。さらに県が主張しています付加価値の問題ですけれども、県の主張する付加価値論は、産業・製品ごとに異なる実売価格の状況や、広告費、販促費、物流費、一般管理費等の、それぞれ産業製品ごとに違いますが、これらの差をまったく考慮しないものであり、合理性をまったく有しないものであります。さらに付加価値が大きいことと、行政サービスによる受益が大きいこととは論理的にまったく繋がりません。

理由3についてですけれども、水源かん養機能のための森林整備事業を充実させることにより、ミネラルウォーター産業に対してのみ課税を行うだけの特別の受益が生じるといっていますが、これに関しては因果関係があるといえる科学的実証的根拠はありません。地下水については、浸透や流動のメカニズムなど、まだまだ解明されていない部分も多いと県も認めておられます。地下水資源は県が行う水源かん養に係わる事業により育まれたものであると言い切ることはできないのであります。全般的な問題でありますけれども、県はミネラルウォーター事業者がIT産業だとか農業事業者だとかこれらと比較してより利益を受けるものであるといっていますけれども、これについても具体的・実証的な形で証明ができておりません。県が主張する特別な受益というのはミネラルウォーター産業には存在しません。ミネラルウォーター税を導入する合理性は存在しないのであります。

これは参考に示しました。森林の水源かん養機能についてということで、県がこのように定義をされています。読ませていただきます。「森林は、おもに森林土壌のはたらきにより、雨水を地中に浸透させ、ゆっくりと流出させる。そのため、洪水を緩和するとともに川の流量を安定させる。また、森林から流出する水は濁りが少なく、適度にミネラルを含み、中性に近い。このように森林の存在が川の流量や水質を人類社会にとって都合がよいように変えてくれるはたらきを森林の水源かん養機能という」とこのように県は規定をされています。この県の規定のどこからミネラルウォーター産業が通常の範囲を超えて特別な受益を得ているという結論が導き出されるのでしょうか。地下水資源ということに限っても、地下水の地の字もこ

こには出てまいりません。

費用負担の具体策の検討についてという部分でございます。

狙い撃ち課税としてのミネラルウォーター税というものでございます。県は、ミネラルウォーター税と他の手段を比較するとして、ミネラルウォーター税が比較対象となることを前提としていますが、法定外税については学識経験者からは、取り易いところから取るという、あまりに短絡的な政策であるようにみえるところか、域外の者に対してのみ課税するもの、少数の法人のみを狙い撃ちして課税するものなどがほとんどであるというような指摘がなされております。ミネラルウォーター税についてもまったく同様の指摘が当てはまるのではないのでしょうか。取り易いところから取るという狙い撃ち課税ではなく、税制以外も含む幅広い制度の中で最も望ましいものは何かという比較・検討を行うべきであります。

ミネラルウォーターに関する税の詳細についてという部分です。

この部分は税のあり方、中身についてでございますので、多少細かい点の反論になりますが、ご容赦いただきたいと思えます。まず課税目的という点でございます。県は水源かん養事業のコスト削減に努めていますとおっしゃっていますが、コスト削減がなされているのであれば、新税導入を必要とするだけの財政需要は存在しないのではないのでしょうか。さらに県は県有林は荒廃していないとおっしゃっています。県有林が荒廃していないのであれば、県有林に関して新税の導入を必要とする財政需要はなく、ミネラルウォーター事業者にとっては既存の財源によって行われている現状の水源かん養事業で十分であります。これ以上の事業を行うことによって得られる受益は存在しません。

次に課税客体の問題でございます。課税客体を特定するために県は農林水産省の品質表示ガイドラインを引用していますが、これはまったく別の目的で策定されたものでして、不適切であります。次にボトルドウォーターの問題についても、県は本県で採取された地下水以外の部分も課税対象とするとしていますが、山梨県産の地下水以外も課税対象となるのは受益者負担の考え方からいっても正当化できません。単に徴税事務の煩雑さを避けるという事務処理上の理由で、法定外税の原則に悖る租税が正当化できるものではありません。さらにミネラルウォーター産業が原料とする水と、電子部品デバイス製造業等の製造工程で使う洗浄用水ですとか、豆腐やロックアイス等の製造の際に使用する水などは、水の品質が非常に重要な要素であることはまったく同じであります。ミネラルウォーター産業のみに課税する合理的理由はまったくないのであります。

次は納税義務者の問題であります。ミネラルウォーター事業者は、一般県民や他の事業者よりも直接的かつ具体的な受益を得ていて担税力を備えているとされていますが、先ほどから言っていますようにミネラルウォーター産業は水源かん養事業から特別の受益を得ていないのであります。またミネラルウォーター製品の市場における実勢価格の問題でもありますけれども、これは最近非常に低いものでありまして、現実に得られる利潤は低水準でございます。担税力を備えているとはいえま

せん。次に課税標準の問題ですけれども、県は受益の程度を近似值的に評価するとしていまして、生産量あるいは供給量を課税標準として設定するといっていますけれども、なぜ生産量や供給量により受益の程度を近似值的に評価することができるのか明らかではありません。

税率の問題です。県はミネラルウォーター税導入先にありき、税収目標額先にありきということで、ミネラルウォーター産業の現実の税負担能力を慎重に検討してはなく、税率1ℓあたり0.5円を設定しようとしていますけれども。県はミネラルウォーター製品の小売価格を総務省の小売物価統計調査から2ℓペットボトル1本あたり159円から231円と説明しております。しかしながらこの調査は特売期間を除いた統計であります。ミネラルウォーターの小売価格の実勢を反映しているわけではありません。担税力についてですが、県は平成15年7月の週刊東洋経済の記事を引用して、1ℓ当たり5円利益があるといっていますが、この記事は小売価格を230円とした場合のメーカー推定利益と明示してあります。県はこの明示してあるのを知っていながら、あえてこれを無視して都合のいいところを使っています。課税によりミネラルウォーター事業者に与える影響は小さいとする県の主張は前提を欠くものであります。さらに税率の詳細は算出基準、新税導入の合理性を基礎付ける立法事実を主張・立証する責任は県にあるにもかかわらず、県はこれをまったく明らかにしておりません。

ご参考に最近のミネラルウォーター2ℓペットボトルの実勢価格の推移をグラフにしました。これはインテージというマーケティング会社ですけれども、全国4300軒前後のスーパーやコンビニエンスストアでの店頭でのポスのデータをデータとして使っております。多くの清涼飲料水メーカーがこのデータを扱っております。年々価格が低下しておりまして、直近、今年の1-7月では、白のところは140円以下ですけれども、140円以下が74%という数字になっております。これからも県が言っている159円から231円という数字は実態とかけ離れているものだとわかつておられると思います。

次に免税点・徴収方法についての問題ですが、県は免税点を設けないほうが広く薄く課税する原則からも望ましいと主張していますが、そもそもミネラルウォーター税は納税義務者が山梨県では多分30社程度であると思いますが、きわめて限定されたものでありまして、広く薄く課税とする原則に反します。それから県が広く薄く課税とする原則に則るのであれば、県民税均等割超過課税方式を含めた税制を検討すべきであります。税収の用途については省略します。

次は公平の原則という点についてです。この中にも付加価値論について載っていますが省略します。平成15年の山梨県内でのミネラルウォーターの生産量は、約48万ℓですけれども、これは県内の地下水資源供給可能量の0.16%、地下水使用量全体に対してもわずか0.33%、工業用の地下水取水量に限ってもその1.33%にすぎません。ミネラルウォーター産業のみへの課税を行うことはこれを見ても著しく不公平であると思います。さらに県はIT産業の工業用水再利用率は8

5%と言っていますけれども、ここで問題とすべきは新規の地下水取水量でございます。IT産業はミネラルウォーター産業の約20倍もの地下水を取水し続けているのであります。これほど大量の良質な地下水を必要とするIT産業は、地下水資源からの受益をミネラルウォーター産業より多く得ていることは明らかでございます。

次は中立の原則でございます。ミネラルウォーター製品の実勢価格や流通コスト等々を考えまして、ミネラルウォーター事業者が新たにコストを負担する能力は非常に小さくて、その事業を圧迫することになりますので、中立性の原則に反します。

それから法定外目的税の不同意要件との関係でございますけれども、法定の不同意3要件以外にも、憲法や法律に違反する場合には、不同意とされています。ミネラルウォーター税は、公平、中立、簡素の租税原則上問題である上に、特定の者のみを納税義務者として狙い撃ちにするものでありまして、不同意とされるべきものであります。さらには物の流通についても重大な障害を与えることが予想されます。それから国の経済政策と照らして適当でないということについても、ミネラルウォーター税は特別な財政需要もなく、受益と負担の因果関係も不明確であり、この不同意要件に該当すると思えます。

最後に、今後の検討課題についてという部分でございます。

字ばかりで申し訳ない。読ませていただきます。法定外税が住民の一部や住民でない者のみを対象とする場合には、地方議会を通じた自制が働きにくいいため、納税者に対して合理的な課税の根拠を示し、納税者となるべき者の意見を聴く等の十分な手続的保障が必要であります。県は地下水資源の保全・適正利用を含めた総合的な水管理の仕組みを整え、本税もその一部に組み込んだ環境税体系を構築することを目指した検討を行うことも考えられると聞いていますが、まず先に、環境税体系の構築も含めた山梨県の環境保全のあり方等に関する大局的・総合的検討が先に十分になされるべきでありまして、その上でその環境保全費用負担のあり方について新税の導入に限定しない幅広い論議が必要であると思えます。

何度も申し上げて恐縮ですが、最後にまとめてこういうシートを1枚用意しました。我々の主張のまとめでございます。ミネラルウォーター産業だけが課税されるのは不公平でございます。ミネラルウォーター税導入の根拠がありません。他県では広く薄く課税する方式が検討・採用されています。ミネラルウォーター税の検討プロセスが不当でございます。ミネラルウォーター事業者の経営に深刻な影響を与えます。我々は環境保全策全体を見据えた上で、仮に負担が必要であるとしても、広く薄く費用負担する方向で検討すべきであるというように主張します。

先生方のお手元にはさらに資料を何枚かとってありますけれども、時間の関係もありますので、これについては省略させていただきます。あとでご一読いただければ大変ありがたいと思っております。以上でございます。

(岩崎会長)

詳細なご説明ありがとうございました。それでは本日は今説明がありましたミネラルウォーター業界側からのご意見についての検討を委員会ですということにしたいと思うのですが、その前に今のご説明の中で山梨県側の最終報告書にはいろいろと不備があるという主張がなされてましたので、まずこの点について、山梨県側の意見を伺わせていただいて、そして前回の委員会でいろいろと検討の宿題というのも出されていたと思いますから、それにつきましても山梨県側で考えたことをご説明いただきたいと思います。そのあとで各委員の方にご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(山梨県税務課長)

税務課の中澤です。よろしくお願いいたします。ポイントだけを絞って簡単に説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いしたいのですが、業界の方ではミネラルウォーター税導入の根拠がないというように主張をしておりますけれども、そこに書いてありますように新税による施策といたしましては、水源かん養機能を高めるための森づくりといった直接的な効果をねらいとしたもの、あるいは森林ボランティアの育成でありますとか、その他県民の水源環境保全に対する意識を高める普及啓発などの間接的効果をねらいとした事業を行うこととしておりますけれども、これらの事業は直接的、間接的な違いはあるにせよ、結果として地下水の安定的な供給に寄与するものであります。本税は水源かん養等をより一層推進していくための財源を確保するために導入していこうとしているわけでありまして、税の導入には根拠があると考えております。またその下の方の図になりますけれども、県民の共有の財産ともいえる地下水を、県民や事業者が地域内で生活や事業に使うということは住民として与えられた権利でありまして、これは通常の受益というように考えております。ミネラルウォーター産業は良質な地下水を採取して販売していると。使うだけではなく、地下水を売っているということで通常利益を超えた特別の受益があると考えております。2ページをお願いします。

ミネラルウォーター産業だけが課税されるのは不公平であるというご意見ですが、課税の公平性には反しないと考えております。なぜならば、今も申し上げたとおりですけれども、事業者や県民が水を使って事業活動を営むことや、生活のために水を使うことは通常受益の範囲でありまして、すでに県民税でありますとか、事業税等の法定税を負担しているわけでありまして、一方、ミネラルウォーター産業の商品は水でありまして、ミネラルウォーターの原料に適した地下水資源は県が行う水源かん養に係る事業等により育まれたものであります。つまり県が行う水源環境の整備が商品の質を高めているわけでありまして、その良質な水そのものと、採水地の自然環境のよさを商品価値としているミネラルウォーター産業は特別な受益があるというように考えておりまして、このように、より利益を受けるものがあ

れば、より利益を受けるものに他の住民の負担より若干上回る負担をお願いするという事は公平性を損なうものではないと考えております。

3 ページをお願いします。良質な水が採取できるのは、採水地周辺の水源環境が良好に保たれているからでありまして、これから小幡委員からの宿題の説明をするわけですが、そこに資料1というものがございましたら、先にざっと見ていただきたいと思っております。山梨県産の主なミネラルウォーターの事業者名と商品名とキャッチフレーズがそこに書いてありまして、それはまた後で見ていただきたいのですが、次のページにはそれぞれの採取地と申しますか、事業所のあるところが番号をふってございます。その図を見ていただければわかりますように、採水地の山側には県有林であるとか保安林が広がっております。このように採水地周辺の森林の多くが保安林等に指定されているということで、その地域での開発が規制をされておりまして、良好な自然環境が維持されてきましたし、また水源かん養を高めるための森林整備に毎年多額の県費も投入してきました。そこに記載はございませんけれども、ミネラルウォーター事業者もホームページの中で水をお届けするのにもっとも重要なことは水源地の環境を保全し、水質の良さを守り続けることだといっております。しかしながら、事業者の保有地だけでそういうことは実現できないわけでありまして、その下の矢印の下に書いてありますように、山梨県産のミネラルウォーターの水源環境が保全されているのは、県が主体となって取り組んだ結果であります。そういうことから、ミネラルウォーター産業は特別の受益を得ているものと考えております。その下ですが、また地下水の1.3%しか使っていないと盛んに主張されていますけれども、私も何度も申し上げているとおり、この税は地下水の採取の抑制を目的とするものではないので、採取量が多い少ないということで課税するものではありません。ミネラルウォーター産業が採取する地下水は特に良質な水でありまして、それを加熱処理等行って販売されているわけでありまして、良質な水だからこそ、そういうことができるのではないかと考えております。このような良質な水による恩恵をミネラルウォーター産業は受けているわけでありまして、特別な受益があると考えています。

4 ページをお願いいたします。他県では薄く広く課税する方式を検討・採用しているということですが、本県はそこに書いてございますように県有林の比率が高いこと、そしてミネラルウォーターの生産量が全国一であること。また本県は下流域に大都市を抱える上流県であるということで、下流域の負担をどのように求めていくかという大きな問題があります。本県の特性を考えるとミネラルウォーターに関する税のほうが望ましいと考えております。私どもの情報では一応12県がということでしたが、先ほどの業界の説明ではさらに滋賀県が追加されているということですが、この資料におきましては一応12県、導入を予定している県も含めまして12県の県有林の割合とミネラルウォーターの生産量について表にさせていただきます。

5 ページをお願いいたします。これは参考資料ということですが、IT産業が水を多く使うと業界が主張をしておりますが、先程申しましたように、地下水の採取

を抑制する税ではありませんので、比較をする必要はなかったのかもしれませんが、参考までにIT産業の地下水の使い方を電機部品メーカーの訪問調査の結果をそこに記載をさせていただいております。IT産業等の場合ですと、地下水を製品の洗浄あるいはボイラー、空調用水に使用しております。製品の洗浄に使う水がかなりの部分を占めております。地下水にはカルシウム等の不純物が混じっているために製品の洗浄等、純水製造装置というものを通して不純物は全部除去しているということでもあります。地下水は使用后、このIT産業の場合ですとほとんどすべてを処理して下水道へ排出しているということで、ミネラルウォーター産業とIT産業との比較ということと言いますと、水質はミネラルウォーター産業の場合には商品価値を高める、IT産業の場合には水質より水量が重要だと。それから加工の項目に行きますと、ミネラルウォーター産業は加工しないと、IT産業等は純水に加工すると。それから採水地についてはミネラルウォーター産業は水源環境の良い場所に限定をされております。それから水循環のところであれば、ミネラルウォーター産業は水源地で採取し、原料として使用するから水循環に与える影響が大きいのに対して、IT産業等の場合には使用してまた戻していますので、水循環に与える影響は小さいということでもあります。

業界の方の大きな論点の5つのうちの3つについて補足をさせていただきました。ミネラルウォーター事業者の経営に深刻な影響を与えるということに対しては、利益の中で吸収できる範囲と考えておりますけれども、そうでないという資料があるのであれば、具体的なコスト計算書を出すべきではないかというように考えております。以上でございます。

それから続きまして小幡先生からの宿題で、1点目のキャッチコピーがということにつきましては、資料1で大体こんな商品名とキャッチフレーズがついております。これは山梨県ミネラルウォーター協議会にお願いをして調べていただいた資料であります。それから資料の2で市町村の交付金の概要についても宿題がありましたので簡単にそこにまとめてあります。

水源かん養に係る事業というのは県とミネラルウォーターの水源地所在の市町村が一体となって推進をしていくわけですけれども、比較的小規模の民有林を対象とした森林整備事業については、県が直接維持するよりも水源地所在の市町村が実施したほうが高い効果が期待できるとの考えから新たに創設をするものでありまして、概要につきましては市町村が行う水源かん養に係る事業に要する費用に充当するために税収の一部を市町村に交付するものでして、交付対象としてはミネラルウォーター水源地所在市町村に交付をして、比較的小規模の民有林を対象とした森林整備事業等を行うというものであります。交付金額につきましては、県の事業の対象が主に県有林であるのに対しまして、市町村の事業の対象は民有林であるということ、あるいは県有林と民有林の面積の割合がおおむね1対1ということで、税収の1/2を市町村に交付をすることとしています。また市町村ごとの交付割合は税収を主に民有林を対象とした森林整備事業に充てるということで、市町村単位の生産量と、

市町村の民有林面積の按分によるものとしています。4の事業効果ですけれども、県とミネラルウォーター水源地所在市町村が一体となって施策を推進することによりまして、県全体として良好な森林環境が整備され、良質な水を安定的に供給できる環境を整えるという効果をねらいとしています。以上であります。

(岩崎会長)

はい、どうもありがとうございました。小幡先生、前回宿題を出されたので、県の方はそれなりに考えてくださったのですが、これでよろしいですか。

(小幡委員)

はい。

(岩崎会長)

どうもありがとうございます。

それではさっそく今日の議論に入りたいと思います。本日はミネラルウォーター業界側の反論を前提として、県側、課税庁側と納税義務者の見解の対立する部分を抽出して、それについてのご意見を先生方に伺っていきたいと思っております。対立する点はたくさんあるのですが、3つくらいが大きな対立点ではないかと思っております。

1番目は何のために新税を導入する必要があるのかということでありまして、これは、県側は地下水や水源地を保全する必要がある。そのためには森林を整備しなければいけない。森林を整備するためには膨大なお金がかかる。そのお金がないから新しい税金をとって賄うべきであるというように、論理をつくっているのですが、これに対して業界側は森林の整備とそれから森林の保全や水源のかん養というのは直接関係するものであるかどうかかわからないではないかということをおっしゃっている。この点は自然科学の知識がないと実際にはよくわかりませんので、次回あるいは次々回くらいの検討会でそのご専門の方に見解を伺いたいと思っております。本委員会では大橋先生がそのお立場に、知識をお持ちであると。それを次回くらいにもう少し詳しくご説明いただければと思っておりますし、大橋先生は林業がご専門で水文学がご専門ではないというようなお話でしたので、また別に水文学の先生にも加わっていただいて、実際に水を確保するというのと、森林を整備することの関係が、直接的なものであるのかどうかということを検討する場を後に設けたいと思っております。ですから何のために新税を導入するのかということは本日は取り上げないで、次回以降にまた新たに取り上げさせていただくことにしたいと思います。

それ以外の論点ですが、2番目にミネラルウォーター事業者の受益と負担の関係が話題になっておりました。ミネラルウォーター事業者は他の事業者と比べて違う特別な受益を受けている、だからその特別な受益に対応する新たな租税負担を求め

ることができるんだというのが県側の見解。これに対してミネラルウォーター業界側としては特別な利益を受けているわけではない、新たな税金をかけるというのはおかしいという主張をなさっているので、この点につきまして先生方のご意見を伺いたいというのが今日の目的であります。

もうひとつの論点として新税が対象としている新しい納税義務者、つまり受益者というのはミネラルウォーター業者だけですが、地下水を利用している業界というのはミネラルウォーター業界だけとは限らないわけで、他の業界にはかけない、ミネラルウォーター業界だけにかけるといえるのはどうしてかという議論もなされていきましたので、この点についても、2番目の論点とも関係がありますので、併せてご意見を伺えればと思っております。先生方のご意見を順次伺っていきたいと思います。

(大橋委員)

議論に入る前にですね、議論とつながらない程度で資料についての質問の時間をとっていただきたいと思うのですが。専門であると同時に専門でないこともたくさんありますので、ミネラルウォーター業界のみなさんの説明、それから県の説明についても、若干論点にかかってしまうのかもしれないけれども、若干の質問というか、わからない点についての質問の時間を設けていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(岩崎会長)

失礼いたしました。本当は資料の内容の質問というのは先に設けたほうがよかったと思います。今日提出されました資料につきまして、何か質問がございましたらそれを先に、簡潔にお願いしたいと思います。

(大橋委員)

大橋です。県の資料の4ページの、山梨県は上流県・水源県であるということで県民税均等割の超過課税を導入、18年度導入を含む12県のうち、上流県は奈良県のみと書いてありますが、私の記憶では、例えば高知県などついで一週間ほど前までは早明浦ダムが貯水率0%で、あれは多分香川県等々の水源地になっていたと思います。それから私が山梨県にいたころ、ちょうど海無し県サミットというものを立ち上げて、水源地の上流県が下流県から何らかの費用負担をしてもらいたいということでやったと思いますが、その当時埼玉県は海無し県だったのですが、むしろ下流県という側面との両方の側面があって入らなかった。当時ここに出ている大分県も海無し県ではないのですが、多分福岡県等々の上流県になるということで、オブザーバーで入っていた記憶があるのですが、この点についての現状認識がちょっと違うのではないかと考えているのですが。上流県は奈良県のみという記述については。

(山梨県税務課長)

とりあえず海に面していないという、基本的に河川が完結する、河川がその県から始まってその県で終わるといふ、そういう意味では奈良県以外は無いいという意味では書いております。

(白簾委員)

先程、私、内陸県の話をしたのですが、県のこの資料では奈良県が1県と書いてあるのですが、そのほかに、我々言いましたが、多数の、日本では内陸県のうち山梨県と群馬県以外は全部検討しているわけですね。ここに書いてあるのは確かに導入決定したのはということでしょうけれども、滋賀県も導入を決定しましたし、他の県も導入を検討しております。それからもうひとつ、大橋先生の意見に乗るわけではないのですが、例えば、阿武隈川は福島県内に発して、宮城県に行く。こういう河川は全国にたくさんあるんですね。ですから上流県、下流県という問題についてはなかなか県の主張どおりではないなと思います。あわせて前回早川先生もおっしゃっていたかと思うのですが、青木先生の論文か何かを拝見しまして、都市部の住民の受益にかかわる問題について、上流県が負担するのはというようなのを讀んだ記憶もありますし、山梨県でも同じような状況だと聞きましたのですけれども、山梨県は一部の市町村はすでに東京都、神奈川県、横浜市、これらから水源かん養林に伴う交付金、あるいはその他の協力金をもらっています。全部とは言いませんけれどももらっています。こういう仕組みもすでに存在をしております。こういう点もわかっている話なので、本当はこういう検討委員会の場で情報を提供してもらいたいと思っているところであります。

(岩崎会長)

県側のご意見は。

(山梨県税務課長)

あまり県側と業界側の対決構図とはしたくないのですが、今の話は、例えば横浜市が道志村に市有林を持っていて、そこの整備をしているとかがありますし、一部東京都で水源地の多摩とか小菅のほうに都有林があって、整備しておりますし、地域に若干還元していると聞いておりますけれども、県全体としてそういう県民税の均等割で超過課税をするという全体的な広がりがあるわけではございません。まず、山梨県が下流に大都市を抱えている上流県ということでは、非常に本県の特長、他県とは違った特長がそこにあると思いますので、下流域の他県の費用負担をどうするかということが、解決しないとなかなか県民に負担を求めづらいいという状況にあります。

(岩崎会長)

それ以外に今日配られた資料についてのご質問はありますか。はい、白旗さん。

(白旗委員)

私ばかりしゃべるようで恐縮ですけれども、県が今日お出しになった5ページの資料の中で質問というか、反論をさせていただきたいと思います。4ページの上流県、水源県の問題については、申しあげました。それから5ページのIT産業の地下水の使い方ということでございますけれども、上から4番目の工業用に使う水は純水に加工してから使うと書いてありますが、純水に加工するのは私も承知していますけれども、純水に加工する費用がもともとの水質がきれいなものであれば、純水に加工する費用が安く済むわけですね。ですから山梨県にはIT産業等々がたくさん立地しているわけです。ですからそういう意味では水質のいい水を必要とするということについては同じでございます。それから一番最後の、地下水は使用后すべて処理して公共下水道へ排出している、公共下水道へ排出することが地域の水循環にどう関係するのかということについて、改めてお伺いしたいと思います。水循環というのは狭い地域だけで完結するものではないと思います。そういう意味で言えば、きれいな地下水を純水に加工して洗浄に使って、汚れるわけですよ。それを無害になるような形に処理して排水しているのでしょうか。そういう意味では自然環境に対する負荷をどちらがかけているのでしょうか。そういう観点からも考えないと、単純に水循環だけで話は終わらないと思います。

(岩崎会長)

今の点について県側はお考えがありますか。

(山梨県税務課長)

良質な、要するに純水に加工するというのは、例えばミネラルウォーターに適した、例えばカルシウムであるとか、そういったものがいらなわけです。むしろ邪魔になるわけですから、そういった面で、きれいとか汚いとかではなく、純水に加工しているという違いを述べたということですので、どちらがきれいな水かどうかと、カルシウムやマグネシウムなどミネラルウォーターに良い成分が入っているかどうかとは違うと思っています。それから水循環で言えば、例えば河川の上流部の水源の地下水から取った水と、工場、企業の多くは甲府盆地が多いわけですが、そういうところで採取してまた水をきれいにして、排出基準を満たして流すわけですが、流したものは下水道を通ったり、あるいは河川に流したりするわけです。河川の下流のほうへ行きますと、そこから畑に水を引いたり、水利権等で田畑を潤して、そしてまた下流へ行くという、そういう意味で水循環の面からはミネラルウォーター産業とは違いますよと言っただけです。これはあくまで参考資料でつけただけでありまして、IT産業とミネラルウォーター産業の水の使い方について議論をすると

いうところではないような気もするのですが。

(岩崎会長)

水循環の問題は水文学の先生を次回か次々回にお招きして伺いますので、その場でまたご検討いただければと思います。あと、その水を使う産業のタイプによって違いはあるかどうかということですが、会長ではなく、一委員として今考えると、租税法をやっている人間からすると水を使って収益を上げているという点では違いはそれほどないのではないかとこのように考えるのではあります。どのような使い方をしているにせよ、水を大量に使う、水が必要だから山梨県にIT産業が集まってくるのでありましょから、それを飲料用に使うか、工業用に使うか、その使い方は違うかもしれないけれども、水を利用して収益を上げているという点からみれば、それほど違いがないように思うのでありますけれども、もし使い方によって担税力が違うということがあれば、それが重要なのですけれども。どのように使うかによって、担税力が違うというのがあるのかどうか、そのうちどこかでご検討いただければと思っております。

(大橋委員)

大橋です。私だけしゃべって良くないのですが、今の会長の言葉の中で、私も県がいう通常の受益と特別の受益についての議論に入ってしまうかもしれませんので、それだったらやめますけれども、特にミネラルウォーター業界さんが言っている4ページの地下水利用企業に占めるミネラルウォーター産業の地下水使用量というところで、わずか1.3%、0.何%ですか、全体で。どういうふうに言うのでしょうか、市場価格というのでしょうか、1ℓ当たり、水道水なら1立方メートル当たりいくらだとか、それからミネラルウォーターであれば1ℓいくらであるとか、その価格差が何百倍、何千倍あるような気もしているのですが。ですからその点についてのミネラルウォーターを除く飲料製造業であるとか、電子部品のデバイス製造業、その他産業等々、あるいは生活用水の水道料金、この市場価格差が桁違いにあるのではないかとこのことが、私としては気に掛かるところなのです。そこに特別な受益があるんだと県が考えているのではないかと邪推をしているのですが。そのへんが今日議論になるのかもしませんが。ミネラルウォーターのところは市場価格がわかるのですが、飲料製造業だとか電子部品だとかその他のところの単位、使用単位をどう算定するかというのは、今すぐ県の方に出せと言っても出せないだろうと思いますから、これは多分宿題になるとは思いますけれども、何らかのそういう単価があるのだろうと思います。ですからその比較をどこかでしてもらわないと、この特別な受益についてあるといわれても定量的にその何かを言ってもらわないと出てこないのではないかなと思っております。以上です。

(岩崎会長)

まさしくミネラルウォーター業界の特別の利益は一体何なのかという議論になってまいりましたので。もう資料についての質問はよろしいですか。よろしければさっそく議論の中身にはいっていききたいと思います。

それでは、今お話に出ましたミネラルウォーター業界に特別な利益があるというのであれば、その特別な利益というものの根拠を定量的な形で県側がお考えのことを示していただきたい。次回くらいにご答弁いただければと思いますけれども。

今日、白籟さんがご用意くださった資料の4ページに地下水利用の産業別の割合が円グラフになっているのが出ていますが、飲料用水以外の工業用水について分類すると、これも大きく分けると2つに分けることができ、これは飲料用、人が飲むための使い方と、そうではなく電子部品デバイスということになっていますが、それ以外にも水を洗うという、製品を洗ったりなんかする、飲み水として以外に使うという使い方があるわけですが、このうち今回課税対象になっているのはミネラルウォーター。水そのものを製品にしてそのまま売るという部分だけが課税対象となっている。これがあまりにも特定の産業だけを狙い撃ちしているのではないかという論拠になっているわけですが、その論拠になるのは特別な利益があるんだということですね。今回の委員会には同じくミネラルウォーターではありませんが、飲料業界の方がおられますので、植松委員にお伺いできればと思うのですが。水そのものでなくても地下水をちょっと加工して飲みものとして販売して利益を上げるというのはあるわけですね。お茶であったり、ジュースであったり、お酒であったり。あるいはその水を主成分とする豆腐であったり、様々なもの。こういうものはどういうふうに売っているかということ、おいしい水を使っているからおいしいお茶が出るんだと言ってみたり、おいしい水を使っているからビールがうまいという宣伝をしていたり、やはり水質というものの良さを売り物にしているわけですね。植松委員はビール産業の出身であります。ミネラルウォーター業界だけではなくて、飲料業界に納税義務者を広げられたと仮定したときに、特別な利益を受けていると思われるでしょうか。飲料用にその原水、うまい水を使っているということは他の水の利用の仕方と比べて特別な利益だと思われませんか。

(植松委員)

難しいですね。直接的なお答えになるかわかりませんが、ビール業界も清涼飲料業界も古い工場は自分の敷地内で井戸を掘って、地下水は自分のものだと思って使っているわけですね。ところが市町村が水道事業で収益を上げることに目をつけて、私どもがつくった一番新しい工場などは敷地内に井戸を掘らしてくれないのです、最初から。掘るということに許可を与えないのです。その周辺に5つも6つも市が井戸を掘って、それを高い料金で買わせているわけです。水道料金をとって販売している。そういうことが直接的な答えにならないのですが、要するにその地域の資源を元に商売をしている。それがしかもその市町村、あるいは県の中ではな

くて他に広がっていくと、付加価値を産んで。そういう観点からすると、県民とか市民の立場からすると、かなり被害感みたいなものがあるのではないのでしょうか。裏返しの発言ですが。ましてそのミネラルウォーターということになりますと、商品の中に占める水の割合というのが、主役ですよ。ITの何かに比べると。そういう意味で県民感情や市民感情の点からすると付加価値があるというように考える動きも多いのではないかと思います。

ただ、私は前回も申しましたけれども、基本的にはミネラルウォーターに限って今回目的税と、こういう小さい構えでことが始まりましたので、いかにもあちこちに無理があって説明しきれない部分もあると思うので、やはり環境全体について山梨県はこれからどう取り組んでいくのか、その中でどういうふうにいるいろいろな負担をしていくのだと、あるいは私はひっ迫している財政再建といいますが、財政基盤の強化という観点から考えると、いずれこういう問題があちこちにいっぱい出てくると思うのですが、まず第一号として突出して、しかもマイナーな構えで出てしまったから説明しきれない部分があって、あちこち違和感があってぶつかってしまうのではないかなという感じがして仕方がないのですが。

(岩崎会長)

どうもありがとうございました。他の委員の方、この点でご意見があれば自由に。小幡先生お願いいたします。

(小幡委員)

今の点にだけ着目して言いますと、IT産業の場合は売り物としてこの地下水、富士の地下水で自分は製品をつくりましたとは絶対に言わないだろうなという感じはして、そこが一番違うのかなと、そこが水そのものが商品だというものとは違う。結果的に多少料金が、不純物が少ないから安くすんでいるとういことがあったとしても、それ自身は売り物にはできない性格のものだと思います。大橋委員の言われたように、私は水道料金の10当たり、5000円当たりの単価と比べられるものがあれば、そういうデータがよろしいのではないかと思います。それからもう1点、先ほどから他の県では何が主流だということがよく話題になっているのですが、なんと言いますか、地方分権の社会ですので、私はそれは他がどうだから山梨県がどうでなければならぬというのは、大して論拠にはならないのであって、山梨県の方が県民も含めてこういうふうにしたいと、いろいろと独創的なことをお考えになられてやるということであれば、別に他の県の真似をする必要はないと思います。ですからあまり他県との比較だけで、それが主流だからこうすべきだというのは、必ずしも今の時代には論拠にならないのではないかと思います。ただ確かに客観的にどうして山梨県がやるのかという問いに対しては答える必要があるだろうと思いますので。先程、上流とか、海無し県とかありましたが、県の資料の今日の4ページのところでミネラルウォーターの生産量の比較というのがありますが、

全国比でいいますと、生産量が40.9%というのが山梨県。ですからこれが特殊性なんだろうなと思いますが。いずれにしてもあまり他の県との比較ばかりしていてもしょうがないなと、出発点として、という感じがいたします。

(岩崎会長)

白簾委員どうぞ。

(白簾委員)

今の小幡先生の話と先ほどの大橋先生の話と両方関係するのですが、次回あるいは次々回までの宿題ということでIT産業だとかそのほかの産業が使っている水の値段というようなお話だったと思いますけれども、我々が使っている地下水でございますので、この場合は地下水の値段ということに相成ろうかと思いますが、例えばIT産業が使っている、取水している水の値段はといたら、それは自分の敷地内から採っていますから、言ってみればゼロです。ミネラルウォーター産業もゼロといえはゼロです。それから清酒業界も豆腐を作っているところも自分のところの地下水を使っていますからゼロです。ですから、どういう比較になるのか疑問なので、今こういう質問をしているのですが、水の値段は1トンあたりいくらなのだという事は少しおかしいのではないかと。そういう意味で言えばみんなゼロです。なのでその水を使って、それは我々の言い分だということで恐縮でございますが、水を使ってどれだけ収益を上げているのかというようなことであれば、比較になると思うのですけれども。私はそのように思います。

(青木委員)

そもそもちょっとお答えしにくかったのは、この課題の設定そのものが、私からするとどっちもどちなので、この課題の設定に乗っかっていいのかなと。つまり、税金の根拠は何も受益があるからとか、そういう説もないわけではありません。やはり利益説に立つのか、義務説に立つのかといいますが、公共サービスを受けるから税金を払うのですよというのがわかりやすいのですが、現実にはそんなことを言っても受益などはわからないのだから、あなたは税を負担すべきですよ、社会の一員としてと、いわば義務として皆さんすべて払っているわけですよ。そんなことを言ったら、皆さん、租税不払い運動、僕は自衛隊から何ももらっていないから税金払いませんというようなバカな議論になるのですね。ですからそこからしますと、設定が目的税でなんとか、あるいは県の説明を前提にしたら、何か私も言わなくてはならないと思うのですが、県の主張も業界のほうの主張もそもそも私からすると、おかしな土俵の上で議論しているものですから、どうコメントしていいのかなと、実はまだ迷ってました。財政、税制、租税論の専門家からしますと、最近特に小泉政権になってから受益と負担と非常に言うのですが、そもそも税の根拠として、受益イコール負担ということにはならないわけですね。ですから特別な受益がある

のかないのかというのはもちろん課税の説明、税をとるときの説明としてはありうるのでしょうか、目的税という仕込み方であれば、関連がなければおかしいという話になるのですが、税の根拠としてはそもそもこの設定はあまり意味のある議論ではないです。逆に言うと、つまり特別な需要がなくても税金をかけようと思えばかけられるのです。あるいは負担しなければならぬときは負担しなければならぬのです。逆に今度は全然無関係に離れていれば納税者として文句いえません。ですから、あくまで専門家としていえば、今のこの特別な受益と負担というものをイコールで結びつけるのはちょっとおかしいというように考えています。

(白旗委員)

青木先生のおっしゃることは私もまったくその通りだと思っております。我々もなんでこんなことを言わなければならないのかという思いで実は今まで2年半来ております。県の方が、お前達は特別な受益を受けているんだぞというから、特別な受益は受けていないと反論しているのであります。我々はそもそも前提として環境保全は大事ですと。環境を守っていくというのは我々の義務でもあります。ですから費用を払わないとは言っておりません。これはもう何度も申し上げています。でもこここのところがどうも県の方には通じないので、特別な受益をお前達は受けているのではないか、水そのものを金銭と交換しているのではないか、だから課税すると言うから、そこに焦点を当てて、我々は反論しているのです。居心地の悪い反論をしている。私は3年近くこの件をやっておりますが、ずっと思っております。

(青木委員)

言葉足らずですので、もうひとつ言いますと、私は受益という言い方をするからいけないのかなと思うのです。私の気持ちは先程すばらしいご発言をいただいた植松さんとまったく同じでございます。ですから、仮に、フラットに考えて、そもそも問題が環境云々なのかどうなのか、私はよくわからないのですが、先程植松さんが言ったことはすとんと非常に納得がいくわけです。例えば私が住んでいるところが同じようなことをやった場合、業界の方はまた反論されると思いますけれども、一人の市民として自分達の領土の財産的なものをどうするのかと。それが水循環、ただ水を戻すのか戻さないのか、公共下水でばっと流してしまうのかという点についていうと、その地域、どの地域が適切なのか市町村合併あったり、それこそ道州制だってありますから、際限なくどこでも切れるのですから、やはり戻すか戻さないかは相当大きいのかなと。かつ戻さないで外に持って行って売っているという植松さんの発言は一人の市民としても、税の専門家として考えてもすごく理解しやすいなとそう思います。

ですから2点目の受益と負担は、私さっき異議を唱えたわけですから、これはそもそもこういう言い方だと、さっきのようなことになりまして、言い方を変えると、おそらく前回も言いましたし、前回早川委員もおっしゃっていたようにも思います

けれども、循環、土地の中にとどまるのか、それとも外へ持っていくのかというところ、県民の財産をどうするのかというところは第3の指定された論点としては、私はありかなと。ですから何も狙い撃ちということではなく、そここのところの説明は非常につくし、説得力があるのかなという気はいたします。

(岩崎会長)

ここにでている受益と負担というのはいわゆる応益税、応能税というそういう分類とは違うと考えていただいて結構です。利益税というのであれば、事業税と法人住民税の法人税割で払うべきものは払っているわけで、その利益に応じて払っています。今回の税金はそれらとは違う新たな税金をかけるということだから、なぜかける必要があるのかと、根拠が必要になるわけです。その根拠が県は特別の受益があるからだと表現しているだけで、そのような程度とご理解いただければ結構です。それがなければ、課税する根拠はなくなるわけです。

(青木委員)

もう一度繰り返しますが、私、それはおかしいと言っているわけです。応益説と考える、利益説と考えること自体がおかしいと。

(岩崎会長)

そういうふうに考えないでいただきたい。何か新しい税金の根拠は何なのか、というように考えていただきたい。

(青木委員)

ですから土俵に乗らないとすると、さっきお答えしたことになるのです。

(岩崎会長)

青木先生のお考えはそれで結構だと思います。ただ、水を外に持っていくか、県内でとどめるかというのは一体担税力に関係があるのであろうかというのが、私は疑問で。IT産業は確かに水を使って、その水を山梨県内に排出しているかもしれないけれども、洗ってできた製品を他に持って行って売って、お金を儲けているのですから、水だけを他に持って行って、お金を儲けているのとそれほど違いはないのではないかという気はしています。これは会長の発言ではありません。一委員の発言であります。

(青木委員)

ここで二人でやっても仕方がないので、担税力がそもそも何なのかをやれば10時間くらい議論していると思うのですね。

(岩崎会長)

では、他の方のご意見を伺わせていただけるとありがたいのですが。今名前のでました早川委員、何かお考えありますでしょうか。

(早川委員)

確か前回もお話をしたかと思うのですが、業界側も負担をしてもいいと言っているわけですね。環境保全のためには。では、何が問題かと考えると、環境に関する法整備がきちんとできていないということです。根拠が明確にされていない中で、議論をしているだけではないかと見えるわけです。地下水は誰のものかはっきりしていないわけです。先程植松委員がおっしゃったとおり、水道という形で吸い上げて行政は売るといようなことをやったらどうなるのかということにもなるわけです。地下水が誰のものであるのかが明確でないのに、自分の土地から吸い上げたものは自分のものだとして議論することもおかしい。法整備ができていないのですね。ですからなかなか結論はでないかなと思うのですが。ただ、県民感情としては、行政上の区画がある以上、この地域から外へ出したもの、移出税的観点から課税をする、負担をしていただくという考え方はあるかなと思います。

もうひとつ、そういう議論よりも、もうちょっと業界も県もみんな環境をどうしていくか、という議論の方へもっていくべきで、税をかけるかけないとか議論しても、その間に環境はどんどん悪化していくわけです。

もうひとつは、過去、森林に国の予算が相当つぎ込まれてきていたわけですね。それがどんどん絞られてきて、山が非常に荒れています。これは事実です。ですからこのまま放置していていいというわけにはいかないわけで、放置することは業界にとってもマイナスです。何かもうちょっと発展的な議論にしていく必要があるのではないかと思います。

(岩崎会長)

中里先生、何か発展的な議論ありますか。

(中里委員)

先程税務課長がおっしゃいましたけど、対立をあおるような議論をここでやっても。そのこと自体は、言いたいことをぶつけ合うのは非常にいいことだと思います。いい雰囲気は保たれてますから、それはそれでいいのですが、対立自体に意味があるものではないでしょうから、早川先生がおっしゃったようなところというのはポイントじゃないかというように思います。

経済水域でしたか、国際法で大陸棚か200海里か、そういう感情というのがあるって、無主物、誰のものでもないような天然の資源は誰のものかということ、国のものとか、地域のものという発想というのが、それが法的なものかは知りませんがあって、多分に感情的なんでしょうけど。天然資源も水もそこで湧いているものは

その地域のものだと、そういう感覚があって、それは業界の方も十分わかっているんだと思うんですね。ただそのようなことを根拠として新たな負担をどこまで求められるかということでしょうけど。ただそれは水をミネラルウォーターを採取して日本全国で販売するというをすることによって、地元にお金がかかり還元されているのであれば、そちらの課税の話ですむわけですから、あまり問題はないので、自社ブランドということであれば、地元の業者の利益として落ちているわけで、OEMであれば高い安いはともかく、いってただ地元には落ちている、そうするとどうなのでしょう。例えばどこか県外の企業がやってきて、根こそぎその水を汲んで、外に持ち出すということであるとある種の感情は、これは湧いてきますわね。その感情の問題をどういうふうに表現するかということになってきて、そこはどうやって折り合いはつかないですよ。ただここで議論しているのは、そのことではなくて、これはミネラルウォーターに課税することがポイントではなくて、森林の保全がポイントなんでしょう。どちらですか。

(岩崎会長)

それがよくわからないのでありますが。

(中里委員)

議論をどちらからスタートするかという点で、森林の保全のために費用がかかるからというところからスタートするのであれば、どんなかたちで、誰に、どれだけ負担してもらうかということを議論していけばいいわけですよ。そしてその中にもしかすると、税というかたちであるかどうかはともかくミネラルウォーター、特に県外に持ち出すときには、そういう業者の方も入ってくるかもしれないし、あるいはもっと広く入ってくるかもしれないから、スタートポイントが、ミネラルウォーターからスタートするのか、森林保全からスタートするのかで大分違ってくるといえることだと思うのです。私はずっと森林からスタートするのかと思っていましたから、そうすると、放っておけないというのはその通りなのでしょう。これは感情論ですが、多分に日本の山が荒れ狂っちゃってどうのこうのというのでも困りますので、そのために誰がどれだけ負担していくかという方式を考えるということであれば、そうすると、他の県でやっているように、住民税に上乗せというやり方もあると思いますし、あるいは寄付のかたちになるのか、税金のかたちになるのかわかりませんが、一定の業界の方に一定の負担をしていただく、あるいは両者合わせる、いろんなやり方が考えられるので、きっとここに提出された書類について、理論的に議論するとあまり折り合いがつかないし、どちらが正しいといわれても、どっちもそれなりに一定のいいことを言っているのですから、書き方の良し悪しなら僕ら採点もできますけど、中身がどうなのかといわれると、それはちょっと難しいですよ。

(岩崎会長)

わかりました。森林の問題というのは、今日ではなく次回以降議論の場を設けたいと思います。県側は森林と地下水の関係が非常に密接である、だから地下水を主として利用して利益を上げているものから特別な税金をとる必要があると言っておられるわけで。本当に密接な関係があるかどうかは、これはいろいろと学会で議論があるようですから、それは森林を守るといことは絶対に必要だとしても、その森を守るための費用負担をどういうふうに考えるべきかというのであれば、別にミネラルウォーター業界だけの問題ではなくて、県全体の問題になるという議論をしていけばよい。その時にどういう負担のあり方があるかというのを検討すればいいのですが、今のところ、当面ミネラルウォーター税に関する税検討会という名前の検討会ですから、まず、森林と地下水の関係が明確な形でありうると言えるかどうかということから、次回以降にもう少し議論を深めていきたいと思います。

(中里委員)

お伺いしたいのですが、ミネラルウォーターだけを考えるのではなくて、他の県でやっているようなことも含めて、理屈の整理という形で議論すること自体は別によろしいんですね。森林を守るための費用をどうするかという、そういう問題設定でよろしいのですか。

(岩崎会長)

それは最終的にそうなるかもしれないですけど。先程早川委員のほうから山梨県民の気持ちというお話ができました。自分の県の水をほかに持って行ってお金儲けをされるという、他の産業も似たところはあるのですが、間接的なのですね、目に見えない。ところがミネラルウォーター業界というのは、まさに南アルプス天然水とって売っているとか、山梨の水とか、富士山の水というふうに名前をつけて売っていますから、小幡先生がおっしゃるように、それがまさしく生の形で見えてくる。そうした場合にはなんとなく大儲けをしているというふうに、山梨県の方が思われるかどうか。山本委員、ご意見をいただけましたら。

(山本委員)

私、長田委員が本日は台風のことでお休みで、発言を文章で残されて行かれまして、先程読んでいたのですが、2ページ目の真ん中あたりに、「水は本来個人のものではなく水道の水として安心でうまい水を自由に出来ることが我々山間地に住む人の特権ではないか。交通にも不便な山間地のせめてものメリットではないのか」と書かれていて、大変、近くに住むものとしても共感をしていただけです。

それと最近NHKでウォータークライシスという世界の水の危機を扱うテレビ番組がありまして、それを2回続けて、2日間にわたってあったものですから、それを興味深く見ていたのですけれども、そこでも大きなテーマが、今、水は誰のもの

かという問題意識を投げかけていたのですけれども。私は本当に今、早川委員が言ったように、森林整備がある意味では、水のこれからの供給に対して遅すぎはしないかという、日本でも実は危機的状況に至っているのではないかと考えてみます。特にNHKの番組を見たあとに。日本のことは世界から農業の産物を輸入するという形で世界のあちこちから水を奪っていると言っていました。ですから、日本のことに限ってみれば、昨日だって台風があって、私は仕事の帰りに桂川の側の20号線を走っていたときも、土木課の人でしたか、川の様子を見に来たのか、土手の林の中に二人くらいの作業着を着た人が立っていました。自然の猛威というか、森林というものを人為的な形で守るというのは、大雨の中こんなところに立っていてもなすすべがないんじゃないかという気もして通り過ぎてしまったのですが。森林を守るということが、どれくらいのコストがかかっていくかということは、本当にお金でも算出しがたい面もありますし、ひとたび台風や災害があれば、どんと来てしまうわけですし、そうしたことも含めると、やはり予算も本当に必要だと思います。実際に私どもの田舎の実情というのは本当に長田委員が書いてあるとおり、2枚目の上ですね、高齢者であったり、山に従事する人がどんどんいなくなっている状況では、本当に大変だなという実態が私からも見えるので、そのことを考えますと、今回ミネラルウォーターの話に関しましては、本来なら前回の資料にあったのですが、ミネラルウォーターの業界さんが協力金というような形で県に出していけば、丸く収まるのではないかと思います。それが税金という形でこのような対立構造になってきているのですが、やはり恩恵を受けているのですから、協力してもいいのではないかなと。もう少し森林の事情とかを考えていただけないかなと思いました。

(岩崎会長)

はい。業界の方は協力金は納めるとおっしゃっておられて、協力をしないとは言っておられてないのですが。

(田口委員)

私どもは、当初から申し上げてますが、応分の負担はさせていただくと言っております。ただあまりにも不公平すぎるから問題だと言っているのでありまして、先ほどから議論にありますように、受益者負担と特別の利益ということですね。何をもちって特別なのかということ。最初から申し上げてますように、冒頭から言っているように、応分の負担はするけれども、1.3%だけやるのは、本当に正しい、それが公平なのかという議論を進めているわけでありまして。

(岩崎会長)

はい、ありがとうございました。

(早川委員)

県の資料等見ますと、監視井戸が今11箇所14本掘ってあるということになっていますね。実際に井戸の水位とか、かん養度に、まったく問題がないのでしょうか。また、11箇所14本程度の井戸で実態が把握できているのでしょうか。民間がどのくらい井戸を持っているのかはわかりませんが、民間のデータ等は公開されているのでしょうか。

(岩崎会長)

それは宿題としてですね、県の方に。

(早川委員)

それと、もしかん養度が十分であれば、使えばいいわけですね。この資料の中にも県民は県民税の上乗せは多少であるならば、負担してもいいと言っているわけです。そういう回答がでているわけです。ですからミネラルウォーター税だけではなくて、両方とったらいいいじゃないですか。環境保全のために。というのは金額的にみて、2億円や3億円じゃ保全できないですよ。ですから県民税にも上乗せをする、業界も負担する、他の業界にも負担してもらおうような形がとれれば納得するかもしれないですね。

ただひとつ問題は下流域の県の問題ですね。これはなかなか山梨県民が納得できない、先程横浜が負担してくださっていることは、金額はわかりませんが、承知はしていますけれども、神奈川、静岡、東京はどうなっているとか、というような問題があるわけですよ。ですから整合性をきちんととる必要があります。もしかすると道州制の問題にまで発展するのかもしれないのですが。

それから十分水があるのであれば、もっと地域ブランドとか商品ブランド力を上げていくという方へ、県と業界が一緒になってやっていくべきでしょう。両方で山梨の環境を守ることによって地域のブランド力を上げていくとかですね、山梨県は環境首都とか、環境日本一とか言っています。全国一の健康長寿県です。それも水資源に負うところが大きいわけですよ。そういうものをあわせて世間へPRしていくということを業界と一緒にやっていくことによって、山梨の評価もあげていきたいと思いたすが。

(白旗委員)

今の早川先生のお話ですけれども、地下水の水位が低下しているかどうかということは、県は地下水の水位は低下していないと言っています。水位は変わっていない。これは宿題として県からデータが出てくるのでしょうか。それから山梨県内のミネラルウォーターの50%は白州町近辺で取られています。そこでは業界と行政が協力して、地下水位の観測井戸をいくつも掘って、これは何千万円もお金がかかったそうですが、それで地下水位の定点観測をしています。これでも地下水位の

低下という兆候は見られておりません。私の知っていることは2つでございます。それから、先ほどから先生方の意見を聞いていて、私は逆にちょっと意外なのですが、そもそも森林環境を守る、森林が荒廃している、これを守らなければいけないということは我々認めているということで、ずっと3年前から県に言い続けているのです。森林環境を守るためにミネラルウォーターだけに税をかけるから反対しているのです。そこをわかっていたいただきたいというふうに思っています。森林に金がかかるのは誰でもわかっています。森林が荒廃しつつあるのもわかっています。だからどうしたらいいのかということ、本当に、今日も言いましたし、前回も言いましたし、これからも何度も言いますが、森林環境をどうしていくのか、山梨県の環境政策全体をどうするのかという中で、費用負担のあり方、業界あなたも負担してくれというのであれば、我々は喜んでとは言いませんけれども、負担をするつもりでございます。

それからもうひとつ。これもずっと税務課の方に言っているのですが、早川先生がおっしゃったように、当初2億7,000万円くらい、今は半分くらいという税収ですけれども、こんな小さいことを言いなさんというふうにずっと言ってきたのです。県民が負担しなくても、地下水取水している産業全体で薄く負担しても一桁違う金額の税が入ってくるのではないかと、そうすれば県のやりたいと思っていることが十分にできるのではないかと、なんでこんな小さい2億円くらいの金、2億円くらいの金といってもそれを反対しているから、出せといわれても困るのですが、そんなことを言うなと、もっとでっかくやれよというように何度も申し上げてきたのですが、すべて却下されております。そういう状況です。

(岩崎会長)

どうもありがとうございました。議論としては非常に発展的でいい方向に進んでいると思うのですが、今日は時間がそろそろ予定の終了時間になっておりますので、とりあえず、収束の方向に進めさせていただきます。一応ミネラルウォーター税というのは、俎上にのぼっている以上、これについての検討というのも必要ですから、課税庁側の意見とそれから納税義務者側の意見の対立点というのは、今日で一応の全体像がわかったという形で、次回以降はより発展的な方向に向けた議論を進めさせていただければありがたいと思っています。そういう点では、環境とその環境保全のための県民負担のあり方というのも、検討の課題になろうと思います。

次回のスケジュールのことなのですが、今まで山のお話がずいぶん出てきました。取水地というのが大切だということは、誰もが皆意見一致するところでありますので、その山の状況というものと、それからどのくらいお金がかかって、どういうふうな負担が求められているかということにつきまして、県以外の公共団体の状況も知りたいと思ひまして、北杜市の市長から実際にご意見を伺うということと、それからミネラルウォーターに限定するかどうかにかかわらず、地下水の利用に新たな税金をかけるということによって、森を守るという関連性があるかどうかというこ

とを、どこかでつめて議論しなければいけないと思いますので、次回はその森林と地下水の関係について、一回ご専門の知識のある方に報告をお願いしたいと思っております。大橋先生、1回目にその見解をちょっとおっしゃっていただきましたので、できればお願いしたいと思うのですが、もしご無理であるとすれば、外部の方で水文学のご専門家にこちらに来ていただいて、20分から30分の報告をしていただいて、水というより、森林と地下水の関係というものをこの場で教えていただけたらと思っております。具体的に水文学のご専門家はどなたがよろしいかというのは、その方のご都合を聞いてみないとわかりませんので、事務局の方にどなたが望ましいかという情報をお伝えいただければありがたいと思います。そこで事務局の方で次回の日程にあわせて来ていただけるかをアポイントをとってもらって、可能な方に来ていただいてお話をさせていただくという形にさせていただきたいと思っております。そのような進行でよろしいでしょうか。はい、それでは次回はそのような予定で進めさせていただきます。具体的な時期、日程等につきましては、事務局の方から次回のスケジュールについて考えていることについてお話させていただきたいと思っております。

(山梨県税務課長)

次回の日程でございますけれども、11月上旬頃はどうかと考えております。また、会長さんの日程も伺って、各委員の皆様や次回呼びする方々のご都合をお伺いする中で、11月上旬というのが10月下旬になったり11月中旬になったりするかもしれませんけれども、早めに決定をしてご連絡をしたいと思っております。外部委員さんもお二人、市長さんと水文学専門の方をご一緒に呼べるかどうかもわかりませんが、日程の調整がつけばそういうふうにしたいと思っております。

(田口委員)

すみません。先ほどの北杜市の市長さんはどういう理由で呼ばれるのか。推進者の意見なんか聞いても仕方がない。

(山梨県税務課長)

推進者の意見というよりも、地元の、北杜市で大体県内のミネラルウォーターの50%くらいを採取しているということで、そういった現状とか、森林の状況、そういった諸々森林整備の今の状況、そういったものを説明する機会を、本当だったら皆さんに現地を見ていただいたりとか、そういったことが必要だと思いますけれども、お忙しくてそんなこともできないと思いますので、そういうことを考えたということでもあります。

(白簾委員)

北杜市の市長さんですけど、確かに今は北杜市の市長さんですけど、私もこの方を呼ぶのは反対です。何故かといいますと、委員の先生方はご存じないと思っております。

が、この方はミネラルウォーター税を言い出した方です。3年か4年くらい前です。山梨県議会の総務委員会で、最近法定外税というのがあちこちで出来上がっているけれども、山梨県もそろそろやるべきだと。ミネラルウォーター税どうかと、その意向をその委員会で言って、始まったのです。そういう方をこういう第三者が入っている公正な場の検討委員会に呼ぶというのは、私は反対です。

(岩崎会長)

私の判断を申し上げます。この委員会は公正でその立場の偏りはないというのは第1回目からお話しているところですが、課税庁、課税したいという立場に対しても公平でなくてはならない、課税に反対という立場に対しても公平でなければならないと思っております。課税庁側の今回の提案の根拠につきましては、課税庁、山梨県の考え方というのは山梨県の方から説明を受けたわけですが、今お話にありました北杜市の市長の関係を私も聞いておりますけれども、それ以外の政治的な必要性というのを、外部委員として聞くことは別に我々がそれによって影響を受けるわけではないわけですので、あってもいいと判断した次第です。もちろんその人が何か言ったから、我々が従うということは全然ありません。外部の意見を一つの意見、課税側の意見として聞くだけです。逆に課税すべきでないという側の意見を、もう少し外部の方で意見を言う必要があるという方がおられれば、その方をゲストとして呼びするというのもあってよいというふうに思っております。そういう趣旨で、北杜市の市長だから呼ぶというより、一番その取水地、大きな取水地であるという観点から、その行政を監督する立場の人の意見というのでも聞く必要があるかと思っただ次第なのですが。

(白簾委員)

背景にはいろいろとございます。ですが、会長がそのようなお考えで呼ぶというのであれば、それに従います。

(岩崎会長)

ゲストの選定についてはまたちょっと考えさせていただきます。はい、青木さん。

(青木委員)

できるだけ早川委員がおっしゃったような方向でやっていただきたいというのが、私の意見です。

(岩崎会長)

わかりました。外部委員については、私の方でもう一度検討させていただきます。

次回につきましては森林と水との関係というのを話題にするということで本日はまとめさせていただきますと思います。

(大橋委員)

私、林学の専門家となっていますが、森林の施業と地下水の問題についてはまったくの素人ですから、私にそれを直接何かを言えというのは少し無理があると。

(岩崎会長)

それでは水文学ですが、ご専門の方で先生のご指名でよろしい方がいらっしゃいましたら、事務局の方へご推薦いただけますか。それから他の委員の方でも結構ですが、今のご専門の方でどなたか、この方をというご推薦がありましたら、事務局を通じてご推薦いただければありがたいと思います。私の方でどなたをお招きするかを調整させていただきます。それでは事務局にお返しいたします。

以 上